

所を示した書面をもって、開会の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 18 条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、法令又はこの定款で別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもっておこなう。

2 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の過半数であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数を持って行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事及び監事を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理による議決権の行使)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。この場合において当該正会員は、総会の前日の業務時間終了時までに、必要な事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。

- 2 正会員は、その有する議決権を代理人に行使させることができる。この場合において当該正会員は、代理権を証明するための書面を提出しなければならない。
- 3 前 2 項の場合においては、当該議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員の中から選出した議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名押印する。